

青森県報

第四百六十一号

令和四年
五月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
が
生活習慣病
対策課 …… 一
- 食品衛生法による登録養成施設の名称の変更の届出 …… (保健衛生課) …… 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出 …… (障害福祉課) …… 二
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出 …… (同) …… 二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 …… (保健衛生課) …… 三
- 右 同 …… (同) …… 三
- 大規模小売店舗の変更の届出 …… (商工政策課) …… 三
- 農用地利用配分計画の認可 …… (構造政策課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し …… (東青地域局) …… 六
- 右 同 …… (同) …… 七
- 右 同 …… (中南地域局) …… 七
- 右 同 …… (県民局) …… 七
- 右 同 …… (三八地域局) …… 七
- 公印の押印に係る取扱いの見直し等のための関係規則の一部を改正する規則 …… (職員福利課) …… 八

公 営 企 業

教 育 委 員 会

告 示

青森県告示第三百一十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 …… (病院局) …… 九

○ 右 同 …… (同) …… 九

医 難病指定	医 難病指定	医 難病指定	医 難病指定	医 難病指定	医 難病指定	区 指定医の 分 氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		担 診 療 科 名	指 定 年 月 日
							名 称	所 在 地		
中村 崇志	小林 完	木村 凌矢	佐藤 真彦	安齋 遥	立田 卓登	氏 名	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	血液内科	令和 四・三・四
						氏 名	国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	内科	四・三・八
						氏 名	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	泌尿器科	四・四・一
						氏 名	国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	内科	四・四・五
						氏 名	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児外科	〃
						氏 名	青森県立中央病院	青森市東道二丁目一の一	脳神経内科	四・四・二

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
外山 佑一	對馬 迪子	木下 郁	大石 将文	望月 保志	福島 崇彰	奈良 昌樹
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院	十和田市立中央病院	十和田市立中央病院	むつ総合病院
弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八	十和田市西十二番町一四の八	十和田市西十二番町一四の八	むつ市小川町一丁目二の八
循環器内科	循環器内科	脳神経内科	麻酔科	外科	小児科	外科
四・四・三	〃	四・四・三	〃	〃	〃	四・四・七

青森県告示第三百二十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり登録養成施設の設置者から登録養成施設の名称を変更した旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名	称	所在地	変更年月日
変更前	弘前大学医学部保健学科検査技術科学専攻		弘前市大字本町六六の一	令和四・四・一
変更後	弘前大学医学部保健学科検査技術科学専攻		弘前市大字本町六六の一	令和四・四・一

青森県告示第三百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人伸康会	就労継続支援A型	弘前ビジネスアカデミー	令和四・九・三〇
弘前市大字石渡四丁目一三の七			

青森県告示第三百二十四号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定辞退年月日
美濃 眞成	三沢市立三沢病院	泌尿器科（じん臓機能障害）	令和四・三・八
	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
抗原検査キット 二万二千二十八個
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東邦薬品株式会社青森営業所
青森市東大野二丁目一一の五
- 六 契約金額
八千六百三十四万九千二百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項の規定により随意契約とした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
新型コロナウイルス感染症の感染者数が高止まりしているなか、感染拡大を抑制するために早急に確保する必要があり随意契約により契約を締結したものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
抗原検査キット 一万五千四百七十二個
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東邦薬品株式会社青森営業所
青森市東大野二丁目一一の五
- 六 契約金額
六千六百三十七万四千八百八十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項の規定により随意契約とした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
新型コロナウイルス感染症の感染者数が高止まりしているなか、感染拡大を抑制するために早急に確保する必要があり随意契約により契約を締結したものである。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(仮称)ドン・キホーテ弘前店 弘前市大字高田五丁目二の八	ドン・キホーテ弘前店 弘前市大字高田五丁目二の八	平成 三五・〇・四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三の三

代表取締役 梅田圭

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役 成沢潤治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役 吉田直樹	令和 元・九・三五

四 届出年月日

令和四年四月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年五月二十日から同年九月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年六月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年五月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字荒川字松尾二七三	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字金浜字船岡四六二ほか三筆	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字金浜字船岡四六一ほか一筆	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字金浜字船岡四五九のうち	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字高田字朝日山九二九ほか五筆	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字荒川字藤戸二一五の一	
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字細越字常盤二三七ほか七筆	

工藤 知大	工藤 知大	工藤 知大	川門前 俊文	川門前 俊文	川門前 俊文	川門前 俊文	川門前 俊文	川門前 俊文	合同会社大地	エフ・ベース株式会社	エフ・ベース株式会社	古川 康治	横山 英樹	福井 康重	湊 拓也	湊 拓也	山崎 治
五所川原市	五所川原市	五所川原市	三戸郡南部町	三戸郡南部町	三戸郡南部町	三戸郡南部町	三戸郡南部町	三戸郡南部町	三戸郡階上町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	平川市	青森市	青森市	青森市
五所川原市大字羽野木沢字実吉三〇八	五所川原市大字羽野木沢字実吉三五〇	五所川原市大字羽野木沢字実吉四一二 の一ほか六筆	三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川下谷地四三の一ほか一筆	三戸郡五戸町大字上市川字中坪三四ほか一筆	三戸郡五戸町大字上市川字中坪二二の一ほか一筆	三戸郡五戸町字熊野林後二八六ほか三筆	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後三六	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後三六	八戸市大字鮫町字大草離一八〇ほか十二筆	南津軽郡藤崎町大字俵舩字東平岡一二九の一ほか一筆	南津軽郡藤崎町大字柏木堰字東亀田七八	南津軽郡藤崎町大字福島字林元六九の二ほか十二筆	南津軽郡藤崎町大字水木字北田七八	青森市浪岡大字女鹿沢字稲本二五一の一ほか一筆	青森市大字滝沢字下川原一二の一ほか二筆	青森市大字滝沢字下川原二七の二ほか七筆	青森市大字大別内字西田一八一ほか四筆

西野 福寿	西野 福寿	有 限 会 社 瀨 川 農 場	株 式 会 社 こ さ か 農 産	瀨 川 左 一	立 崎 義 美	立 崎 義 美	立 崎 義 美	立 崎 義 美	立 崎 義 美	株 式 会 社 合 川 農 産	株 式 会 社 合 川 農 産	小 笠 原 秋 彦	合 同 会 社 フ ァ ー ム 中 畑	松 澤 幸 一	合 同 会 社 高 栄 農 産	合 同 会 社 高 栄 農 産	工 藤 知 大
上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	上北郡六戸町	上北郡六戸町	十和田市	北津軽郡板柳町	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市
上北郡七戸町字原久保七六	上北郡七戸町字原久保七八の一ほか一筆	上北郡七戸町字柳平八の一ほか十三筆	上北郡七戸町字鉢森平七〇二	上北郡七戸町字上ノ山三四の三のうちほか八筆	十和田市大字洞内字樋口七八の五〇五ほか五筆	十和田市大字洞内字井戸頭一四四の三一九ほか一筆	十和田市大字洞内字後野二三〇の一	十和田市大字立崎字山ノ外六一の一四三のうちほか三筆	十和田市大字藤島字下野月二八の一ほか一筆	十和田市大字相坂字小林四四八ほか一筆	十和田市大字伝法寺字八幡川原七六の一	北津軽郡板柳町大字辻字松元二五の二	五所川原市大字沖飯詰字帯刀三五二の一ほか二筆	五所川原市大字羽野木沢字実吉三二五ほか一筆	五所川原市大字羽野木沢字実吉二六七	五所川原市大字羽野木沢字実吉三〇〇ほか一筆	五所川原市大字羽野木沢字実吉三〇〇ほか一筆

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社田澤工務店

二 代表者の氏名 田澤正明

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字稲元一〇六の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第九四〇一号

五 取消年月日 令和四年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工

事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社鎌田技建

二 代表者の氏名 鎌田仁郎

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字本郷字柳田七九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二〇〇二一三三号

五 取消年月日 令和四年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社広親住建

二 代表者の氏名 大高信一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鳥井野字宮本三三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一四三六四号

五 取消年月日 令和四年四月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社南建築
 - 二 代表者の氏名 南文男
 - 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字榊平五の三二
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一六一四一号
 - 五 取消年月日 令和四年三月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 令和四年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教育委員会

公印の押印に係る取扱いの見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

公印の押印に係る取扱いの見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部改正)

第一条 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則(昭和三十三年三月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

に改め、第二号様式中「**四**」を削り、第三

号様式中

(ふりがな)名	()	免除内容	期間	年	月	日	から	まで	円
生年月日	年月日	免除額	期間	年	月	日	から	まで	円
性別	男・女								

を

(ふりがな)名	()	免除内容	期間	年	月	日	から	まで	円
生年月日	年月日	免除額	期間	年	月	日	から	まで	円

に改

める。

(学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部改正)

第二条 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則(昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第四号及び様式第五号中「**四**」を削る。

(青森県教育委員会事務局職員を市町村教育委員会へ派遣することに関する規則の一部改正)

第三条 青森県教育委員会事務局職員を市町村教育委員会へ派遣することに関する規則(昭和四十三年三月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「**四**」を削る。

(職員団体の業務にもつぱら従事する職員の許可に関する規則の一部改正)

第四条 職員団体の業務にもつぱら従事する職員の許可に関する規則(昭和四十三年十二月青森県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第三号様式、第六号様式及び第七号様式中「**四**」を削る。

(青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第五条 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一号の二様式及び第十四号様式中「**四**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
内視鏡システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年三月二十八日
- 五 落札者の名称及び住所
N T T ・ T C リース株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目の一
- 六 落札金額
二千百三十九万四千十円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年二月九日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
冷蔵配膳車 二十三式
下膳カート 二十三式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年三月二十八日
- 五 落札者の名称及び住所
みちのくリース株式会社
青森市橋本一丁目四の一〇
- 六 落札金額
六百三十六万八千二百三十円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年二月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円